

# 令和元年度国民健康保険税率改正に伴う税額のモデルケースについて

2月号より国民健康保険税の税率改正についてお知らせしてきましたが、今号では税率改正による税額の変更をイメージしやすくするために、モデルケースを掲載いたします。

新旧保険税比較表

区分(対象者)		医療保険分 (国保に加入する全ての方)		後期高齢者支援金等分 (国保に加入する全ての方)		介護納付金分 (国保に加入する40歳以上65歳未満の方)		
		平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度	
応能	所得割	所得に対して	6.4%	5.3%	1.5%	2.2%	1.3%	2.2%
	資産割	固定資産税額に対して	33.0%	16.5%	7.0%	3.5%	4.3%	2.2%
応益	均等割	加入者1人当たり	22,000円	28,600円	6,200円	11,300円	6,000円	12,000円
	平等割	1世帯1当たり	22,000円	22,000円	6,200円	8,500円	6,000円	7,000円
賦課限度額			470,000円	500,000円	120,000円	130,000円	100,000円	100,000円

モデルケース【国民健康保険税計算例】▲印については減額

○30歳1人世帯の場合

【給与収入90万円、固定資産税なし】※7割軽減世帯

項目	平成30年度	令和元年度	増減
医療分	13,200円	15,100円	1,900円
後期分	3,700円	5,900円	2,200円
介護分	0円	0円	0円
年税額(合計)	16,900円	21,000円	4,100円

○夫70歳妻70歳の2人世帯の場合 ※5割軽減世帯

【夫：年金収入200万円・固定資産税3万円 妻：年金収入80万円】

項目	平成30年度	令和元年度	増減
医療分	72,900円	69,400円	▲3,500円
後期分	18,400円	26,900円	8,500円
介護分	0円	0円	0円
年税額(合計)	91,300円	96,300円	5,000円

○夫(48歳)妻(48歳)子(17歳)子(15歳)の4人世帯の場合

【夫婦合算：営業所得150万円、固定資産税5万円】※2割軽減世帯

項目	平成30年度	令和元年度	増減
医療分	179,300円	179,300円	0円
後期分	45,800円	70,400円	24,600円
介護分	31,700円	51,600円	19,900円
年税額(合計)	256,800円	301,300円	44,500円

○夫(60歳)妻(52歳)子(22歳)子(20歳)の4人世帯の場合

【夫：給与収入400万円、固定資産税5万円】※法定軽減措置なしの世帯

項目	平成30年度	令和元年度	増減
医療分	275,600円	268,100円	▲7,500円
後期分	69,400円	106,700円	37,300円
介護分	50,400円	83,300円	32,900円
年税額(合計)	395,400円	458,100円	62,700円

【法定軽減措置について】 世帯主と世帯内の被保険者の所得の合計額が、次の額の場合は均等割と平等割に対して、7割・5割・2割の軽減措置があります。擬制世帯主の所得は、軽減判定の対象になります。

- 7割軽減・・・所得の合計額が33万円(基礎控除)以下
- 5割軽減・・・所得の合計額が33万円+(28万円×被保険者数)を超えない場合
- 2割軽減・・・所得の合計額が33万円+(51万円×被保険者数)を超えない場合

※モデルケースの税額につきましては、目安の金額となります。国民健康保険に加入されている方の世帯構成や年齢などの要件で税額は増減しますので、あくまでも参考例としてください。

国民健康保険財政の厳しい状況をご理解いただき、被保険者の皆様のご協力をお願いいたします。

問住民課 ☎(57)4137

## 誰もが心豊かに暮らせる社会の実現を目指して 人権学習シリーズ①

### ◆◆◆ HIVを正しく理解しましょう ◆◆◆

HIVウイルス【ヒト免疫不全ウイルス】は、エイズ【後天性免疫不全症候群】を引き起こすウイルスで、2018年の調査によると、2017年はHIV感染者、エイズ患者を合わせて、1400件近く報告されていて、近年は横ばいの傾向が続いています。

1980年代に初めて症例が発見された当初は、治療法が見つからず「不治の病」と恐れられていました。しかし、医学の進歩により、早期に発見し治療を受ければ、エイズの発症を抑え、他の人への感染リスクを低下させ、普通の生活を送ることができます。また、HIVの感染についても、日常生活の接触では感染しないことが分かっています。

このように、病気の治療法、対処法が発見されているにもかかわらず、現在でも病気の恐ろしさが人々の記憶に残り、誤解や偏見を生み、HIV感染者は就職の取り消しや医療機関での受診拒否といった人権侵害を受けてしまっています。

HIV感染者に対する偏見や差別を解消するためには、正しい知識を学ぶとともに、相手の人権を尊重する気持ちを持つことが大切です。この機会に、自分にできることを考えてみましょう。

問生活環境課 ☎(57)4132